

## 石油石炭税納税申告書（法第15条用）の書き方

- 1 この用紙は、石油石炭税法第15条第2項《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例》の規定による石油石炭税の納税申告書（期限内申告書、期限後申告書、修正申告書）として使用してください。
- 2 不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。  
なお、※印欄には、記載しないでください。
- 3 「石油石炭税納税申告書（法第15条用）」（CC2-3508-1）は、次により記載してください。
  - (1) 標題の「令和 年 月分」の箇所は、申告しようとする原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭（以下「原油等」という。）を引き取った年月を記載します。
  - (2) 「納税地」欄には、石油石炭税法第15条第1項の規定による国税庁長官の承認の際に指定を受けた場所を記載します。
  - (3) 「住所」欄には、申告者の住所（申告者が法人等の場合には、本店及び主たる事務所の所在地）を記載します。
  - (4) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、申告者が個人の場合は氏名を記載し、また、法人等の場合には、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載します。
  - (5) 「同上代理人」欄には、代理人の名で申告書を提出する場合における代理人の役職名（又は職業）及び氏名を記載します。  
なお、この代理人は、あらかじめ、代理人とする旨の届出をしてある場合又は代理人とすることとした事実を証する書類を提出してある場合の代理人に限ります。
  - (6) 「この申告書による税額」欄は、「石油石炭税納税申告書（法第15条用）付表」（CC2-3508-2）を記載した後に、次により記載します。  
なお、修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を記載します。
    - イ 「㊸」欄には、石油石炭税納税申告書（法第15条用）付表の「課税標準数量」を課税物件の区分毎に合計した数量を記載します。
    - ロ 「㊹」欄には、それぞれ該当する税率を記載します。
    - ハ 「㊺」欄には、課税標準数量に記載した金額に税率を乗じて得た税額を記載します。
    - ニ 「㊻」欄には、税額の合計額を記載します。
    - ホ 「㊼」欄には、被災した原油等について石油石炭税相当額の控除を受けようとする石油石炭税相当額（石油石炭税災害控除（還付）明細書（CC2-3016）の「控除（還付）税額㊽」欄に記載した金額の合計額）を記載します。
    - へ 「㊾」欄は、「㊼」欄に記載した金額が「㊻」欄に記載した金額よりも大きい場合に、 $㊼ - ㊻$ の算式により計算した金額を記載します。
    - ト 「㊿」欄は、「㊻」欄に記載した金額が「㊼」欄に記載した金額よりも大きい場合に、 $㊻ - ㊼$ の算式により計算した金額を記載します。この場合において、

その差引きして計算した金額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載します。

チ 「⑤」欄は、修正申告書を提出する場合に、修正申告をする直前に提出した納税申告書の「㊦還付を受ける金額」欄若しくは「㊧納付すべき税額」欄の記載内容（還付を受ける金額の場合には、「－」印を付してください。）又は修正申告の直前に受けた更正通知書若しくは決定通知書の「調査額」欄の記載内容を記載します。

リ 「⑥」欄は、修正申告書を提出する場合に、④－③－⑤の算式により計算した金額を記載します。この場合において、その計算した金額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載します。

- (7) 「㊨」欄は、期限内申告書を提出する場合で、「③」欄に還付を受ける金額を記載したときに、その還付を受けるべき銀行名等を記載します。
- (8) 「㊩」欄は、期限後申告書を提出する場合には、法律で定める申告期限内に期限内申告書を提出できなかった事情及び理由を記載し、また、修正申告書を提出する場合には、修正申告書を提出することとなった理由及び事情を記載します。

4 「石油石炭税納税申告書（法第15条用）付表」（CC2-3508-2）は、次により記載してください。

- (1) 品名ごとに別葉に記載することとし、それぞれ関税法の規定による輸入（納税）申告書（以下「輸入申告書」という。）の提出先税関官署ごとに、その輸入許可順に記載します。
- (2) 「輸入申告税関」欄には、輸入申告書の提出先税関官署の名称を、例えば「横浜本関」又は「堺（支）」等と簡略に記載します。
- (3) 「輸入申告番号」欄には、輸入申告書の「申告番号」欄の番号を記載します。
- (4) 「統計細分」欄には、輸入申告書の「統計細分」欄の番号を記載します。
- (5) 「課税標準数量」欄には、課税標準数量をリットル位又はキログラム位まで記載します。
- (6) 修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を(1)から(5)までの要領によって記載します。

5 次に掲げる場合には、上記3の(3)及び(4)にかかわらず次により記載してください。

- (1) 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の納税申告書を提出する場合
  - イ 「住所」欄には、相続人の住所を記載します。
  - ロ 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、相続開始時の被相続人の住所及び氏名をかつこ書きし、かつ、「相続人」と表示の上、相続人の氏名を記載します。

ハ 相続人が2人以上いるときは、そのうちの1人がイ及びロによりその者の住所及び氏名を記載し、かつ、その氏名の次に「ほか何名」と他の相続人の数を記載するほか、適宜の用紙に、全部の相続人の住所、氏名、被相続人との続柄、各相続人の相続分、相続（包括受遺を含む。）によって得た財産の額及び「④」欄又は「⑥」欄に記載した納付すべき税額を相続分によってあん分計算した金額を記載します。

(2) 合併後存続する法人、合併により設立された法人又は人格のない社団等の財産上の権利義務を承継した法人等（以下「合併法人」という。）が、合併により消滅した法人等（以下「被合併法人」という。）の納税申告書を提出する場合

イ 「住所」欄には、合併法人の本店又は主たる事業所の所在地を記載します。

ロ 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、合併時又は承継時の被合併法人の本店又は主たる事務所の所在地及び名称をカッコ書きし、かつ、「合併後存続法人」等と表示の上、合併法人の名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載します。

6 被災した原油等について、石油石炭税相当額の控除を受けようとする場合には、「石油石炭税災害控除（還付）明細書」（CC2-3016）、「石油石炭税課税物件被災確認書」（CC2-3014）及び被災原油等について損失補償を受けた事実を証する書類を添付してください。ただし、期限後申告書又は修正申告書を提出する場合には、石油石炭税相当額の控除又は還付を受けることができませんので、これらの書類の提出は要しません。